

# 門真市 学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書

学校(園)名 ( ) 学年・組 : ( 年 組)

氏名 : ( ) ( 男 ・ 女 ) 平成 年 月 日生

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行細則第 19 条にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、 月 日以降の登校・登園が可能であると判断しました。

第 1 種感染症  ( ) [感染のおそれなし]

第 2 種感染症  インフルエンザ ( A 型 ・ B 型 ) [発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日(幼児にあつては 3 日)経過]

麻しん [解熱後 3 日経過]

水痘 [すべての発疹の痂皮化]

風しん [発疹消失]

咽頭結膜熱 [主要症状消褪後 2 日経過]

流行性耳下腺炎 [耳下腺の腫脹発現した後 5 日を経過しかつ全身状態良好になるまで]

百日咳 [特有の咳消失または 5 日間の抗生剤による治療が終了するまで]

結核 [伝染のおそれなし]

髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

第 3 種感染症 【感染のおそれなし】

腸管出血性大腸菌感染症 [便の細菌培養で 2 回陰性が確認されるのが一般的]

流行性角結膜炎

急性出血性結膜炎

コレラ

細菌性赤痢

腸チフス

パラチフス

第 3 種その他の感染症[①～④は代表例]

① A 群溶血性連鎖球菌咽頭炎 (溶連菌感染症)

②マイコプラズマ感染症・異型肺炎

③感染性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルスなど)

④急性細気管支炎 (主として RS ウイルス感染によると考えられるもの)

⑤その他 ( )

いまだに病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校・登園は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便 ・ この 24 時間以内に複数回の嘔吐 ・ 原因不明の発しん

よだれを伴う口内痛・口内炎 ・ 発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛

がんこな咳嗽 ・ 唾液腺の腫大

その他の意見 :

この意見書が使用できるのは、門真市内にある医院・病院にて治療を受けた門真市内の小・中学校、幼稚園、保育所及び門真市立くすのき園・さつき園に通学(園)している児童・生徒・園児に対してのみです。また文書料は、門真市医師会のご厚意により原則無料としてご協力をいただいております。

平成 年 月 日

医療機関名 :

診察医師名